

令和3年3月

伊那中央行政組合議会定例会議案書

令和3年3月22日

令和3年3月伊那中央行政組合議会定例会議案目次

議案第1号	伊那中央行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例……………	2
議案第2号	令和2年度伊那中央行政組合一般会計第2回補正予算について……	3
議案第3号	令和2年度伊那中央病院事業会計第3回補正予算について……………	4
議案第4号	令和3年度伊那中央行政組合一般会計予算について……………	5
議案第5号	令和3年度伊那中央病院事業会計予算について……………	6

伊那中央行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊那中央行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊那中央行政組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項の給料表に改正があったときは、当該改正された翌年度の4月1日から適用するものとし、改正があった年度内においては従前の例によるものとする。

第14条中「中「100分の130」とあるのは「100分の115」と読み替えるものとする。」を「第1項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は「100分の115」とする。」に改める。

第24条中「中「100分の130」とあるのは「100分の115」、」を「第1項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は「100分の115」とし、」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月22日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝

（提案理由）

一般職の職員の給与に関する条例において準用する伊那市一般職の職員の給与に関する条例の内容をふまえ、所要の改正をするため、提案するものであります。

令和2年度伊那中央行政組合一般会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、令和2年度伊那中央行政組合一般会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和3年3月22日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝

令和 2 年度伊那中央病院事業会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那中央病院事業会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 22 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

令和3年度伊那中央行政組合一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第211条第1項の規定により、令和3年度伊那中央行政組合一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和3年3月22日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝

令和 3 年度伊那中央病院事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 3 年度伊那中央病院事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 22 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝